

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

「村民一家族の村」での子育てファミリー一定住促進と村民の生活自立再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県真庭郡新庄村

### 3 地域再生計画の区域

岡山県真庭郡新庄村の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地域の現状

##### (地勢)

新庄村は、岡山県の北西部に位置し、鳥取県と境を接する村で面積 67.11 km<sup>2</sup>、県内では西粟倉村とともに 2 つある村の 1 つで、人口は県内自治体で最小である。真庭郡内の他の町村は全て合併し、平成 17 年 3 月 31 日に真庭市となったが、新庄村は明治 5 年の村制施行以来、合併を一切行わず、新庄村として単独で存続することを選択した。

新庄村は旧出雲街道の宿場町として栄え、本陣跡等の歴史的建造物が当時の面影を今も残している。加えて、鳥取県江府町との県境に位置する標高 1,219m の毛無山一帯は、県下最大級のブナ林を有する自然環境を残し、平成 14 年には大山隠岐国立公園に編入された。

森林面積は 60.97 km<sup>2</sup> となり村面積の 9 割に当たり、戦前までは木材産地としても名をはせてきたが、昭和 55 年以降木材価格の値下がりが続き、手入れが行き届いていない。

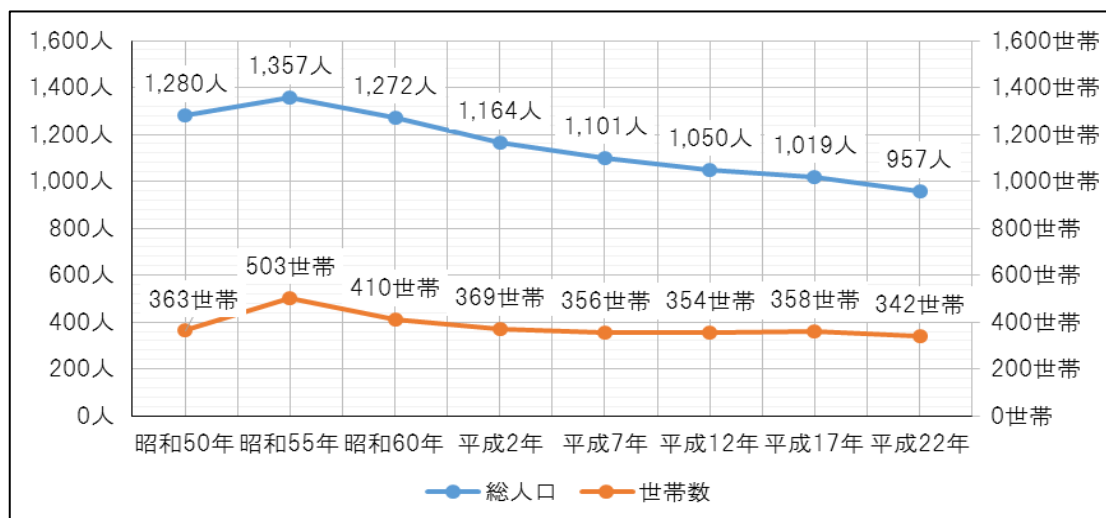
昭和 60 年から「メルヘンの里新庄」構想がスタートし、総合運動公園の整備、史跡・名勝の整備・シンボル塔の建設、道の駅整備を進め、住民の活動支援と交流人口増加に取り組んできた。

##### (人口)

新庄村は、高齢化とともに人口減少が進んでいる。平成 27 年 1 月の住民基本台帳人口は、975 人である。国勢調査によると、ともにピークだった昭和 55 年には総人口が 1,357 人、世帯数が 503 世帯だったものが、平成 22 年には総人口が 957 人、世帯数が 342 世帯にまで減少している。人口は 29%、世帯数は 32%が減少している。

また 65 歳以上の高齢者は、244 人から 380 人で 56%増、年少人口は、212 人から 115 人と 46%減少となり、典型的な人口減少と高齢化社会であり、過疎化が進展している。

新庄村 総人口・世帯数推移



出典：国勢調査

新庄村 年齢三区分別人口推移

年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 52 年 推計
合計	1,164	1,101	1,050	1,019	957	605
15歳未満	176	155	140	132	115	64
15～64歳	660	587	519	498	462	256
65歳以上	328	359	391	389	380	285
75歳以上	148	165	186	211	234	198
高齢化率	28%	33%	37%	38%	40%	40%
後期高齢率	13%	15%	18%	21%	24%	24%

出典：「国勢調査」平成52年のみ国立社会保障・人口問題研究所による推計値

合わせて、社会動態を見てみると、平成22年から5年間の推移では、平成22年には転入が転出を上回ったが、平成23年～26年では転出が転入を上回り社会減が続いている。

平成22年と平成27年の人口を比較すると、若者世代の人口減が顕著であり、15歳から19歳で13人減少、20歳から24歳で8人減少となっており、若者の流出が大きいことが課題となっている。新庄村内には高校がなく、働く場も農業や福祉サービス、公務等の限られた業種企業しかないことが原因となっている。

また、新庄村内には生鮮3品の内、肉、魚を販売する小売店や村内を移動するための公共交通網、医療福祉分野サービスが無く、山間部から小学校、中学校への通学はスクールバスの運行で対応している。隣接する真庭市までは34キロメートルあり、新庄村から約40分かかるうえに、新庄村と真庭市を結ぶバスの便は1日6便だけで、生活の不便さも人口

流出の原因となっている。

また、自然動態では死亡数が大きく、自然減が続いている。この5年間の人口の減少は各年度とも自然動態が社会動態よりも大きくなっており、新庄村の人口減少は、死亡が多いことによる自然減が要因であることが分かる。新庄村では、高齢者人口が多いことから、今後も死亡数が多いことが予測され、自然減による人口減少が続くと推計されている。

新庄村 人口動態

	出生	死亡	自然動態	転入	転出	社会動態	外国人の人口動態	人口増減
平成22年	7	27	-20	31	18	13	2	-5
平成23年	4	17	-13	20	28	-8	1	-20
平成24年	9	24	-15	23	30	-7	1	-21
平成25年	5	22	-17	18	20	-2	1	-18
平成26年	4	18	-14	28	30	-2	-1	-17

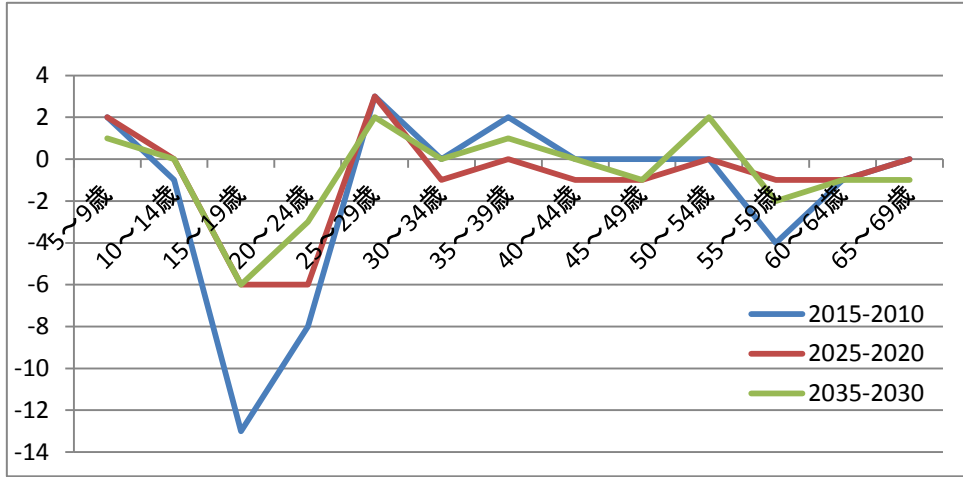
出典：新庄村住民統計

新庄村 年代別人口動態比較

	平成 12-17 年	平成 22-27 年
5～9 歳	2	2
10～14 歳	3	-1
15～19 歳	-19	-13
20～24 歳	-16	-8
25～29 歳	12	3
30～34 歳	8	0
35～39 歳	3	2
40～44 歳	2	0
45～49 歳	6	0
50～54 歳	3	0
55～59 歳	7	-4
60～64 歳	3	-1
65～69 歳	-3	0
70～74 歳	-7	-2
75～79 歳	-16	-15
80 歳以上	-44	-36

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

新庄村 コーホート図



出典：国立社会保障・人口問題研究所による推計値

総人口が 1,000 人を切っており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計から見ると、平成 52 年には、605 人まで人口が減少すると予測され、新庄村の消滅も現実的になると危惧している。

### (産業)

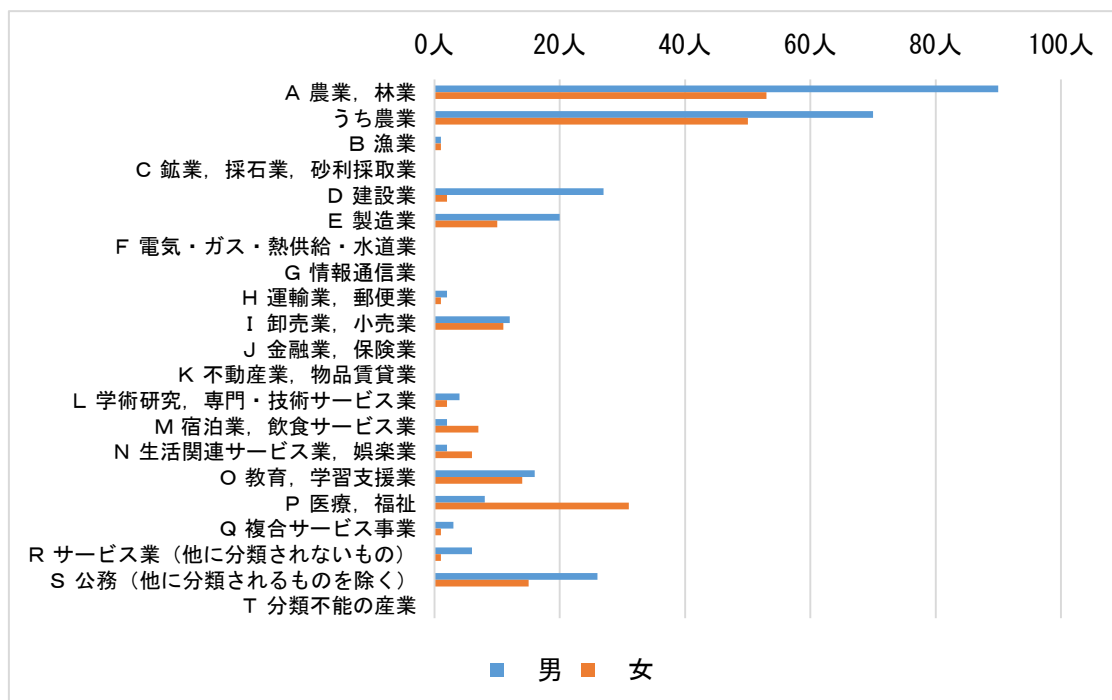
産業は、平成 22 年国勢調査によると新庄村における就業者数は 374 人である。農業と林業の就業者数が 143 人と就業者全体の 38%を占めている。次いで医療福祉が 39 人で 10%、製造業と教育学習支援業が 30 人で 8%と続いている典型的な農林業が基幹産業の村である。

第一次産業の就業者の年齢構造を見ると、60 歳以上が 118 人となり、全体の 84%を占めており、第一次産業の高齢化が進んでいる。40 歳未満の就業者は 6 人で全体の 4%となっており、全国的に見ても第一次産業は収益性が低いことから、特に新規や若い世代の雇用の受け皿としては機能していないのが現状である。

平成 24 年経済センサス活動調査によると、事業所数は 51 事業所、従業者数 174 人となっている。最も事業所数が多いのは、卸売業・小売業で 14 事業所、44 人、次いで多いのが建設業で 10 事業所、44 人、宿泊業飲食サービス業で 8 事業所、26 人と続いている。

上位の 3 産業で全事業所の 60%以上を占めており、他の産業の事業所数が少ないだけでなく、企業がない産業分野も多く、働く場がないだけでなく、村民が日用品の購入やサービスを受ける場も限定されているのが現状である。

新庄村 産業大分類別就業者数



出典：平成 22 年 国勢調査 (従業地における産業大分類就業者数)

新庄村 年齢別 農業、林業就業者数

	農業	林業	合計	割合
総数	119	22	141	100%
15～19 歳	-	0	-	
20～24 歳	-	0	-	
25～29 歳	-	0	2	1%
30～34 歳	-	0	1	1%
35～39 歳	2	1	3	2%
40～44 歳	-	0	2	1%
45～49 歳	3	2	5	4%
50～54 歳	3	1	4	3%
55～59 歳	6	0	6	4%
60～64 歳	13	5	18	13%
65～69 歳	26	3	29	21%
70～74 歳	21	4	25	18%
75～79 歳	30	1	31	22%
80 歳以上	15	0	15	11%

出典：平成 22 年国勢調査

新庄村 事業所数従業者数

産業分類	事業所数	従業者 総数(人)
A～R 全産業(S 公務を除く)	51	174
A 農業, 林業	3	19
B 漁業	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
D 建設業	10	44
E 製造業	4	20
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
G 情報通信業	-	-
H 運輸業, 郵便業	2	5
I 卸売業, 小売業	14	44
J 金融業, 保険業	-	-
K 不動産業, 物品賃貸業	-	-
L 学術研究, 専門・技術サービス業	-	-
M 宿泊業, 飲食サービス業	8	26
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3	5
O 教育, 学習支援業	1	1
P 医療, 福祉	-	-
Q 複合サービス事業	1	4
R サービス業(他に分類されないもの)	5	6

出典:平成 24 年経済センサス活動調査

農業産出額は、平成 18 年が 2 億 9 千万円でここ数年減少傾向にある。製造品出荷額は、平成 23 年では 5 億 6 千 600 万円であり、増加傾向にある。商業年間商品販売額は、平成 24 年に 3 億 1 千万円で微減の傾向にある。新庄村全体での消費購買力は非常に小さいのが現状である。

新庄村 農業出荷額の推移

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
農業産出額	340(百万円)	310(百万円)	300(百万円)	290(百万円)

出典：生産農業所得統計

#### 新庄村 製造品出荷額の推移

	平成 20 年	平成 23 年
製造品出荷額	365(百万円)	566(百万円)

出典：平成 24 年経済センサス活動調査結果表 岡山県の工業

#### 新庄村 商業年間商品販売額の推移

	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年
商業年間商品販売額	378(百万円)	449(百万円)	310(百万円)

出典：平成 24 年経済センサス、平成 16 年・平成 19 年商業統計調査

### (地域資源)

新庄村の地域資源は、歴史的にも地形的にも、農業と林業を基盤とした生活をしてきたこともあり自然の豊かさにある。新庄村では、平成 21 年に「日本で最も美しい村」連合に加盟し、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りながら、その自然の資源を活かし、経済的な自立を目指している。

#### ① 森林

新庄村の面積 67.11 km<sup>2</sup>のうち林野面積が 60.97 km<sup>2</sup>と新庄村は豊富な森林資源に囲まれている。特に毛無山一帯は、県下でも最大級のブナ林を有しており、そのうちの 3 分の 1 は村有林であり、森林資源を活かした木材産業による雇用創出は今後可能性がある。同時に田浪キャンプ場から登山道へと向かう毛無山の麓に整備した森林セラピーロードを活用し、森林浴や散歩、散策等の森林セラピーによる集客が期待できる。

#### ② ヒメノモチによる 6 次産業化

平地の田では、もち米である「ヒメノモチ」を新庄村全体で栽培し、地域ブランドとして力を注いできた。ヒメノモチは 8 割を農協に出荷しているが、2 割を地元で、餅、せんべい等の加工品にして、道の駅で販売する 6 次産業化を進めている。ヒメノモチは、他のもち米よりは 2 割以上高い価格で取引され、他の近隣自治体との差別化を図っている。

#### ③ 村民一家族

新庄村は「村民一家族の村」を掲げ、小中学校の行事には、保護者はもとより地域の高齢者も参加し、血縁でない子ども達にも声援を送るなど、地域で子どもを育てようという気風がある。

また、地域で遊ぶ子ども達の見守りを地域全体で行い、村の子どもとして育てる環境が整っている。こうした環境は、安心して子育てするのに最適な地域であると言える。

## 4-2 地域の課題

### (人口)

新庄村は長く人口減少が続いており、将来的にも高齢化率 40%、後期高齢者の人口が全

人口の 24%であること、また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、15-49 歳の女性の数も平成 22 年の 115 人から平成 52 年には 64 人まで減少すると予測されており、出生数よりも死亡数が上回る状況による人口減少は続く。

従って、人口を維持するためには、子育てファミリーと出生数の増加にも繋がる 15 歳から 49 歳までの出産可能な女性を中心とした新規転入者や定住者増加による社会増を図ることが不可欠である。

同時に、定住者の増加を図る為に、村の中心部への医療、住まい、買物環境等各種機能の集約及び村内交通網の整備などにより、小さな拠点の形成を進め、暮らしやすい環境整備を推進するとともに、定住者の生活経済を支える雇用の受け皿が必要である。

### (産業)

新庄村にとって農林業は基幹産業であるが、現状で農林業は雇用の受け皿としては機能していない。それは農林業の収益性が低い為であり、土地の所有者が分散している事で集約化・効率化が困難になっている事に一因がある。そのために、農地や山林の土地所有者の現状を把握するとともに、今後の相続者や後継者の情報を一括管理できるデータベースを構築し、農林業の集約化・効率化を促進する事で、収益性を向上させる必要がある。

また、農産物の加工品の多品種化やレストラン整備、道の駅での販売強化などの出口戦略による 6 次産業化を進め、農家の所得向上を図るなど、就業者にとって魅力的な産業とする施策も必要となる。

現状のまま農林業への就業者が得られない場合、耕作放棄地の拡大や、山林が荒廃し、新庄村の大きな魅力である「日本で最も美しい村」としての景観が損なわれるだけでなく、移住者への影響も懸念される。

農林業以外においては、産業分野が限られており、働きたい若者や女性のニーズに応えることができない。とりわけ子育て中の母親については、村内に職場が無いと働くこと自体が困難であることから、多様な働き方を可能とする新たな産業を村内に創出する必要がある。

### 4-3 地域再生計画の目標

新庄村の地域再生計画で最も重要なことは、人口減少を食い止めることである。そのために、新規定住者を増加させるとともに、小さな拠点の形成により村内での生活機能を向上させ、若年層と高齢層の転出を抑制して、最終年度に転入が転出を上回る社会増を目指す。

そこで、一人親家庭、子育てファミリーを中心に I ターン、U ターンも含めて新規移住・定住を積極的に誘致する。新規移住、定住を進めるために、新規移住者の「雇用」が不可欠である。しかし、新庄村には、移住者を受け入れ可能な企業や職種がほとんどないことから、地域資源を活かした農林業の拡充を図るとともに、ICT を活かした創業を促し、雇用の創出を図る。



加えて、新庄村子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた一時保育や子育て短期支援事業、保育料の無料化など保育サービスの充実、放課後子ども教室や新たに開設した村営の塾等の教育機能強化、併せて定住促進住宅の整備を進めるとともに、買物や交通等の生活面での機能充実を図る。

また、移住に関する総合的な相談窓口の開設、新規移住世帯ごとにメンターを配置し、これまで村で進めてきた「村民一家族の村」の言葉どおり安心して暮らせる状況をつくり出すことで移住を促進し、転出を抑制する。

同時に、80歳以上の村民が約2割に達していること、独居高齢者も57人と6%にも上るため、村内交通網の整備や高齢者向けサービスを充実させることで雇用を確保するだけでなく、独居高齢者の転出を抑制するとともに、健康寿命を延ばし自然減を抑制する。

基幹産業である農林業では、収益性を向上させるため、土地の集約化・効率化を促進し、新規就業者とのマッチングや研修を行うことで第一次産業の就業者数の増加を図る。

(計画の数値目標)

- 目標1： 新庄村における人口の社会増（転入者数から転出者数を除いたもの）  
-2人（平成26年） → 2人（平成31年）
- 目標2： 新規就業者数（村内で新たにテレワーク及びヘルパーとして就業した人数）  
22人（平成27年-31年の累計）
- 目標3： 新規創業数（村内に新たに立地あるいは事業所を開設した企業数）  
2社（平成27年-29年の累計）
- 目標4： 第一次産業新規就業者数（村内で新たに農家台帳に掲載及び森林組合で確認した人数）  
8人（平成28年-31年の累計）

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

人口減少対策では、村外から一人親家庭を中心に子育てファミリーの移住、定住人口を増加させる。そのために、定住住宅、ICT人材育成、就労の場の確保、子育て支援など切れ目ない総合的な政策を進め、人口増加対策を行う。特に、テレワーク人材の育成を進め、時間と場所に囚われず、パソコンとインターネットで仕事をし、収入を得ることができる仕組みを構築し、Iターン、Uターン人材の研修事業を行う。

第一次産業対策として、新庄村の基幹産業である農業と林業の継承が迅速に進むよう、相続対策相談の実施、土地データバンク構築を行い、農業及び林業に関しても土地の所有と利用の分離を進め、村内の面積の9割を占める森林と農地の活用による産業振興事業を行う。同時に「日本で最も美しい村」の一つとして、大山隠岐国立公園に編入された毛無山の自然を生かした森林セラピーによる交流事業の拡大を行う。

また、村外への転出を防止するために高齢者や住民が住み慣れた家で生活ができるよう、

自宅と村の中心部をつなぐ道路の改良や交通網の確保、冬期間における高齢者の一次滞在場所の整備、生鮮 3 品、生活雑貨が購入できる店舗整備を行い、商業、日常生活を支える機能の充実によって、住み続けたい気持ちを醸成し、転出を防止する。

## 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

## 5-3 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-4 その他の事業

### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

地域再生計画戦略交付金（内閣府）【B2003】

#### ① 独自の取組として実施する事業（地域戦略交付金を活用して行う事業）

##### イ 高齢者生活自立事業（独居老人の一時滞在場所）

事業概要：

新庄村では高齢化率が高いが、福祉サービスを行う事業所が無い。

そのため、独居高齢者の食事、買物、健康面、在宅中の事故等の不安から、「自立した生活を送れないので他自治体の施設に入所する」、「他自治体に住んでいる家族と同居する」といった理由で転出してしまいう独居高齢者が多くなっている。これらの状況を考慮し、村の中心部に立地しているふれあいセンター周辺に、独居高齢者が一時滞在して共同生活できるように拠点施設整備を行い、高齢者の自立した生活支援事業を行うことで転出を防ぐとともに、新規雇用の場を確保し、移住の促進を図る。

本交付金では、他事業の対象とならない一時滞在場所の整備を行うための事業を実施する。

実施主体：

新庄村

事業期間：

平成 27 年度 調査、計画策定

平成 28 年度 詳細設計

平成 29 年度 1 箇所整備

#### ② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

##### イ ヘルパー人材研修

事業概要：

高齢者が安心して暮らすためには、ヘルパー等の人材が不可欠であり、高齢者対策

と多様化する介護の現場やニーズに対応した人材を育成すると同時に、若者や I ターン、U ターン人材の仕事を生み出すためヘルパー研修を実施する。高齢者が安心して暮らせる施設運営と、人材育成により仕事を創出し、移住、定住を促し人口増に繋げる。

実施主体：

新庄村

国の補助制度：

厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を活用

実施時期：

平成 28 年度－29 年度

#### ロ 村道田浪線改良事業

事業概要：

村道田浪線は 2 級幹線道路で、堂ヶ原辺地（田浪、二ツ橋地区）から村の中心部へ向かう重要路線である。しかし、カーブが多く、急勾配で冬期間は積雪も多く、交通の難所となっている。当該地区は国立公園でもあり、毛無山や麓の森林セラピー基地などの重要な観光資源が存在するため、近年大型バスの乗り入れも増えており、地域住民の通行に支障をきたしている。そのため、地域住民、特に高齢者や子育て中の母親が村の中心部へ向かう時に安全に通行できるよう道路改良事業を実施している。

事業主体：

新庄村

国の補助制度：

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用

実施期間：

平成 22 年度－30 年度

#### ハ ヒメノモチ 6 次産業化事業

事業概要：

ヒメノモチは新庄村の主要産業であり、農協出荷が 8 割、2 割を道の駅に隣接した加工所で各種の餅商材に加工して、道の駅「メルヘンの里新庄」で販売してきた。今後は、新たな加工品のレシピ開発による多品種化、パッケージデザイン、梱包量、大きさ、食感等、消費者の需要に合わせた商品改良、ブランディング化に向けた 6 次産業化事業を行う。また、道の駅での直接販売だけでなく、卸機能も強化し、岡山県、中国地方、関西地方への販路拡大を行う。それにより、農業者、加工業者、販売者等の所得向上を図り、地域雇用を確保し、若者層の地元就職を促し、人口流出を防ぐ。

事業主体：

株式会社メルヘンプラザ

国の補助制度：

農林水産省の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用

事業期間：

平成28年度－31年度

## ニ 移住、定住促進住宅の整備事業

事業概要：

若者のIターンやUターン、一人親家庭等のファミリーの移住、定住用に住宅を整備する。新庄村内には空き家も多く存在していることから、改修を行うとともに村の中心部にある保育所、小中学校に近いエリアには新規の住宅を整備する。

事業主体：

新庄村

国の補助制度：

総務省の過疎地域集落再編整備事業を活用

事業期間：

平成28年度－31年度

## ホ 地域内公共交通運行支援事業

事業概要：

地域内循環用小型車輛の安定した運行を行うために、運行事業者に対して、運行経費を補助する支援事業を行う。この事業により、村の中心部にある役場や道の駅等の拠点施設と山間地域の集落とを結ぶことにより、住民の活動範囲の拡大、日常生活の利便性を向上させ、生活の不便さを感じることのない環境を整備する。

事業主体：

民間交通事業者、マネジメント会社

国の補助制度：

国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業を活用

事業期間：

平成28年度－31年度

## へ 農業の新規就業研修事業

事業概要：

第一次産業従事者が高齢化しており、その後継者育成と合わせて、首都圏からの移住、Iターン、Uターン者向けの雇用先としても新規就農者の育成を行うために農業就業研修を実施する。

事業主体：

新庄村、農業法人

国の補助制度：

農林水産省の新規就農支援制度を活用

事業期間：

平成 28 年度－31 年度

ト 農地、山林の現状調査とデータバンク構築事業

事業概要：

農業、林業従事者が高齢化しており、その事業継承が大きな課題となっている。そこで、高齢者が存命中に、事業継承の意志、後継者の有無、誰に相続させたいのか等、具体的に相続、事業継承に関する意識調査を行い、土地の継承状況を把握し、データバンクを構築する。

それにより、不在地主型となる場合には、新庄村が信託<sup>1</sup>、定期借地権での長期貸借、農地の購入等の手法を導入する。あわせて、農地の利用を希望する法人、個人とのマッチングを行い、新庄村の基幹産業としての農林業を維持し、雇用の受け皿として機能させる。

事業主体：

新庄村

国の補助制度：

農林水産省の市町村森林所有者情報整備事業を活用

事業期間：

平成 28 年度

#### 5-4-2 支援措置によらない独自取組

イ コワーキングスペース整備事業

事業概要：

定住人口を増加させるためには、地域での雇用の確保が必須である。しかしながら、新庄村内には、農業や福祉サービス産業以外の就労先がないため、多様な働き方へのニーズに応えられていない。その事から、時間や場所に囚われないインターネットとパソコンを活用した「テレワーク手法」による仕事を創出するため、テレワーカーと一緒に働けるオフィスとなるコワーキングスペースを村の中心部にある古民家を改修して整備する。機能としては、事務所、作業スペース、打合せスペース、本棚等を整備する。同時に、小学生や中学生、住民が ICT に気軽に触れられる場所となる交流機能も導入する。この事により、新たな働き方を創出するとともに、放課

<sup>1</sup> 信託：委託者が、一定の目的（信託目的）に従い、所有する金銭や土地等の財産を、自分自身や大切な人（受益者）のために、信頼する人または専門家（受託者）に託し、運用・管理を任せる法的な枠組み。

後に児童や生徒が地域住民と交流するなど、子育て中の母親などが安心して仕事をできる場を創り出すことができる。

事業主体：

新庄村

国の補助制度：

内閣府の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用

実施時期：

平成 27 年度 1 箇所

平成 29 年度 1 箇所

ロ ICT スキル人材研修

事業概要：

若者や I ターンや U ターン人材、移住した子育て中の母親が「テレワーク手法」で時間や場所に囚われず、個々の事情に応じた仕事を受託できるように ICT スキル研修を実施する。具体的には、データ入力、マニュアル作成、ライター、市場調査、Web デザイン、プログラミング、システム設計、デザイン制作等、ICT スキルの研修を実施し、個々の技術を向上させ、発注企業が要求する人材育成事業を行う。この人材育成と仕事の獲得のための営業、仕事の受注、制作物、システムの制度管理、人材管理などを実施するマネジメント会社も設立する。それにより、新たに安定したテレワークによる仕事を村内に創りだし、移住、定住を促し人口増に繋げる。

実施主体：

マネジメント会社

国の補助制度：

厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を活用

実施時期：

平成 28 年度－30 年度

ハ 道の駅「メルヘンの里新庄」機能強化調査事業

事業概要：

新庄村内には魚や肉を購入できる店舗がないことから、村民や高齢者の買い物環境を向上させるために、道の駅「メルヘンの里新庄」内に魚や肉などの生鮮 3 品、生活雑貨等を販売できるように機能強化事業を行う。また、周辺エリアの商店実態、地域内での購買力や住民ニーズ、仕入先、単価、数量、販売方法等を的確に把握するための機能強化調査を実施する。それにより、新庄村内の商業環境を向上させ、村外への転出や買物難民の発生を抑制する。

実施主体：

新庄村、株式会社メルヘンプラザ

事業期間：

平成 28 年度

## ニ 村内循環ワゴン車輛整備事業

事業概要：

新庄村内にはバスやタクシーなどの公共交通機関がない。独居高齢者が多くなってきたことと高齢化も進み後期高齢者が多くなり、自家用車を自分で運転できない人が増えてきている。そこで、村の中心部にある役場や道の駅等の拠点施設と山間地域の集落をつなぐ地域交通のルートを 2 ルート整備し、地域内循環用小型車輛（ワゴンタイプ：乗車定員 7～10 人）を購入して運航を行うことで、住民の交通手段を確保し、住民の活動範囲の拡大、日常生活の不便さを解消し、山間地域の人口維持を目指す。

実施主体：

新庄村、地域マネジメント会社

事業期間：

平成 28 年度 1 台

平成 30 年度 1 台増加

## ホ マネジメント株式会社設立事業

事業概要

テレワーク人材の育成と仕事の獲得のための営業、仕事の受注、制作物、システムの制度管理、人材管理などを実施するマネジメント会社を設立する。それにより、新たに安定した仕事を村内に創りだし、移住、定住を促し人口増に繋げる。

実施主体：

新庄村、民間企業

事業期間：

平成 27 年度

## へ 地域子ども・子育て支援事業

事業概要

子育て中の母親の支援対策として、延長保育事業や一時保育事業に加え保育料の無料化など保育サービスの充実を図ることで出生数の増加及び転入の増加を目指す。また、放課後子ども教室や新たに開設した村営の塾等の教育機能を強化するとともに、運動会や清掃活動、防災訓練等地域で集まったり、世代を超えて一緒に活動する機会を増やしたりすることで地域とのつながりを強くし、転出の防止と U ターンの促進を

目指す。  
 実施主体：  
     新庄村  
 事業期間：  
     平成 27 年度～

## 6 計画期間

計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 7 目標の達成状況に関する評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、住民基本台帳人口数、農林業の各種組合等による農業者数、林業従事者数等の年度単位の集計を行い、結果については、新生・新庄村自治体経営戦略会議に報告し事業の効果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価指数	関連事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標 1						
新庄村での社会増	高齢者生活自立事業(独居老人の一時滞在場所)	-2 人	-2 人	-1 人	0 人	2 人
	ヘルパー人材研修					
	村道田浪線改良事業					
	移住、定住促進住宅の整備事業					
	村内循環ワゴン車輛整備事業					
	地域内公共交通運行支援事業					
目標 2						
新規就業者数	コワーキングスペース整備事業	2 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	ICT スキル人材研修					
	地域子ども・子育て支援事業					



目標 3						
新規創業数	道の駅「メルヘンの里新庄」機能強化調査事業			1社		
	ヒメノモチ6次産業化事業					
	マネジメント株式会社設立事業	1社				
目標 4						
第一次産業新規就業者数	農業の新規就業研修事業		2人	2人	2人	2人
	農地、山林の現状調査とデータバンク構築事業					

#### 目標 1

新庄村での社会増については、村が年度末に住民基本台帳により把握する。

#### 目標 2

新規就業者数については、村が年度末にマネジメント会社及び社会福祉協議会等への聞き取りにより把握する。

#### 目標 3

新規創業数については、村が年度末に法人設立・設置届により把握する。

#### 目標 4

第一次産業新規就業者数は、村が年度末に農家台帳の確認及び森林組合等への聞き取りにより把握する。

### 7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

計画期間終了後、ホームページや広報紙に掲載する。

### 8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

### 9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

### 10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし